



平成 27 年 5 月 13 日

各 位

上場会社名 株式会社タチエス
代表者名 代表取締役社長 中山 太郎
本社所在地 東京都昭島市松原町 3 丁目 3 番 7 号
(コード番号 7239 東証第一部)
問合せ先 総務部 総務課 (TEL 042-546-8111)

当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）の非更新（廃止）について

当社は、平成 21 年 6 月 26 日開催の当社第 57 回定時株主総会において、「当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）」を導入し、平成 24 年 6 月 27 日開催の第 60 回定時株主総会の決議により、その一部を改定した（以下、改定後の買収防衛策を「本プラン」といいます。）うえで更新しました。本プランの有効期間は平成 27 年 6 月 24 日開催予定の第 63 回定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）終結の時までとなっております。

当社は、本日開催の取締役会において、本定時株主総会終結の時をもって、本プランを更新せず廃止することを決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（会社法施行規則第 118 条第 3 号に規定されるものをいいます。）に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（会社法施行規則第 118 条第 3 号ロ）として本プランを更新しております。

その後当社は、平成 28 年度を到達年度とするビジョン『Global Challenge 177』実現に向け、得意先自動車メーカー各社のグローバル成長戦略の流れに挑戦し、新興国を中心とした事業展開を行い、グローバルで生き残る競争力のある事業体質を目指して活動中です。

このような状況を踏まえ、当社は、本プランの有効期間の満了を迎えるにあたり、本プランの取扱いについて慎重に検討を重ねた結果、平成 24 年の本プラン更新時と比較すると、当社を取り巻く経営環境等が変化しており、当社グループの企業価値の向上をさらに進めていくうえで、本プランを継続することの意義が相対的に低下してきていると判断し、本日開催の当社取締役会において、本定時株主総会終結の時をもって本プランを更新せず廃止することを決議いたしました。

なお、当社は、本プランの有無に関わらず、今後とも中長期的な企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上にグループをあげて取り組んでまいります。

また、本プランの非更新（廃止）後も、当社株式の大量取得行為を行おうとする者に対しては、大量取得行為の是非を株主の皆様が適切に判断するために必要かつ十分な情報の提供を求め、あわせて当社取締役会の意見等を開示し、株主の皆様の検討のための時間の確保に努める等、金融商品取引法、会社法その他関係法令の許容する範囲内において、適切な措置を講じてまいります。

以 上